

Title	オスマン朝下の同職組合に関する研究動向と課題：イ・ウンジョンのイスタンブル研究に寄せて
Sub Title	Trends and problems of the studies on the Ottoman Guilds : with special reference to Yi Eunjeong's study on Istanbul
Author	藤木, 健二(Fujiki, Kenji)
Publisher	三田史学会
Publication year	2004
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.73, No.2/3 (2004. 12) ,p.147(293)- 171(317)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20041200-0147

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

オスマン朝下の同職組合に関する研究動向と課題

——イ・ウンジョンのイスタンブル研究に寄せて——

藤 木 健 二

一

オスマン朝都市の同職組合は、比較的早い時期から多くの研究者の関心を集めてきたが、未だ十分に解明されたとは言えない。その理由は、社会経済史研究において不可欠な文書史料、特にシャリーア法廷記録（以下「法廷記録」と略記）が大量に残存する一部の都市に研究対象が限られるという史料的制約に加えて、何よりも組合の起源や政府との関係に議論が集中し、活動の実態については軽視されてきたことがある。しかし、近年このような傾向を批判し、新たな視点から捉え直す研究が活発に行われており、同職組合史研究はひとつの転機を迎えている。ブリル社の「オスマン帝国とその遺産」シリーズとして、A・コーエン著『オスマン朝下エルサレムに

おける同職組合⁽¹⁾』やE・イ著『一七世紀イスタンブルにおける同職組合動態論⁽²⁾』が相次いで発表されたことは、近年の同職組合史研究への関心の高まりを示していると言えよう。そこで本稿では、イスタンブルとアナトリア諸都市を中心に同職組合史に関する研究動向と課題を整理し、最新の研究成果であるE・イ著『一七世紀イスタンブルにおける同職組合動態論』の概要を紹介する。そして、彼女の研究が同職組合史において持つ意義を検討するとともに、その批評を通してオスマン朝都市の同職組合や商工民の実態を素描しながら、今後の研究の可能性を探ってゆきたい。

二

オスマン朝下の同職組合に関する研究動向と課題

オスマン朝都市における同職組合史研究は、西欧人研

究者を中心に一九三〇年代に始まる。しかし当初は、西欧の「ギルド」にあたる組織がイスラーム世界に存在したか否かという問題に主眼がおかれ、アナトリア諸都市の「ギルド」の起源とされるアヒー組織 (ahi teşkilât) の研究が中心であったため、同職組合の実態に着目する本格的な研究は一九五〇年のH・ギブとH・ボーウエンの研究⁽⁴⁾によって始まったと言える。この研究は当時アラブ地域において議論されていた「イスラーム都市」論⁽⁵⁾の流れを汲み、イスラーム世界の都市の形態的・社会的特徴を「イスラーム都市」として一般化し、西欧都市社会と比較することを意図していたため、政府の強い統制下にあるイスタンブールの同職組合を前近代イスラーム世界全体の同職組合像と見なした。R・マントランはそのような手法に批判的な立場をとり、一七世紀のイスタンブールに限定してその実態を解明した⁽⁶⁾。他方、G・ベアーは一七・一八世紀のイスタンブールの同職組合をトルコの同職組合像として捉え、それは政府と都市の行政的接点であり、都市民を監視・支配するための政府の手段であると主張した⁽⁷⁾。

これらの研究によって、それまでアヒー組織と混同されてきた同職組合は、「特定の役員によって運営される

職業を基準とした組織体であり、経済的・社会的・行政的役割を果たすもの」と一応の形で定義され、ケトヒュダー (kethüda) とイートバシユ (yigitbaşı) と呼ばれる役員を持つことや、店舗を運営する親方 (usta)、親方の店舗で働く職人 (kalfa)、親方の下で修行をする徒弟 (çırak) の厳格な身分制を持つこと、親方はゲデイキ (gedik) と呼ばれる営業権を所有する必要があること、同業者の店舗は同じ地区に集中していること、ひとつの同職組合にムスリムと非ムスリムが混在していることなどが明らかにされ、同職組合史研究の基礎が築かれた。ただし当時の史料の制約から、いずれもエヴリヤ・チエレビイの『旅行記』⁽⁸⁾とO・N・エルギンの研究⁽⁹⁾に大きく依拠した一七・一八世紀のイスタンブールに関する研究であり、またH・ギブとH・ボーウエン、G・ベアーによって政府の強い統制下に置かれた同職組合が一般化されたことから、他の史料による各都市の実態解明が課題として残された。

一九七〇年代以降、法廷記録を活用した社会経済史研究の進展に伴い、H・イナルジユクやH・ガーバーによるブルサ研究⁽¹⁰⁾を筆頭に、各都市の個別研究が盛んに行われた。これらは先の課題を受けて同職組合と政府の関係

に重点をおき、その多くはイスタンブルと対照的に、多くの権限が与えられた自治的な同職組合像を示した。しかしこの議論は、次第に同職組合を「政府統制型」と「自治運営型」の二者択一的発想によって特徴付ける傾向を強めることとなった。そして、研究者の支持を集めた「自治運営型」がオスマン朝都市の同職組合像として定着するに伴い、イスタンブルについても、法廷記録に依拠して一八世紀の同職組合を再考したM・S・キュテユクオウルによって自治的側面が強調された⁽¹¹⁾。他方、Ö・エルゲンチは一七世紀アンカラの同職組合を「政府統制型」と主張したが、実証性に乏しいとして批判された⁽¹²⁾。

このように政府との関係が二者択一的発想によって議論された結果、その微妙な関係は明らかにされないまま、漠然とした「自治運営型」の同職組合像が定着した。また、役員の任命、徴税、価格決定のような政府との関係が顕著に表れる組織構造・機能の解明に研究の重点を置き、同職組合という枠組みに固執したため、都市社会・経済・産業の実情や都市社会との関係は軽視されることが多く、職業ごとの特徴も十分に考慮されなかった。このため同職組合史研究は社会経済史の分野において閉鎖

的な性格を強め、一九八〇年代中葉にはその行き詰まりが見え始めた⁽¹³⁾。しかし一九八〇年代後半以降、従来の議論から離れた比較的新しい視点を持つ研究が現れるようになった。S・アイヌラルやA・コーエンは、職業ごとの特徴を重視して商工民の活動そのものの解明に努め⁽¹⁴⁾、A・W・グリーンウッドやL・M・シャシユマゼルは、食料供給や流通における政府との関係を考察した⁽¹⁵⁾。また、家内産業を営む女性と同職組合の関係に注目したS・ファローキーや⁽¹⁶⁾、商工民とイエニチェリ⁽¹⁷⁾の関係を論じたD・カータルト、⁽¹⁷⁾ ケトヒユダーを任命する際の政府の事務処理を明らかにしたH・イナルジュク⁽¹⁸⁾、経済学の視点から産業や同職組合を論じたM・ゲンチらの一連の研究もある⁽¹⁹⁾。

これらの研究が現れたことで同職組合史研究は活発化し、その領域を社会経済史研究の他の諸分野にまで拡大させ、「商工民・同職組合史研究」とでも言うべき研究分野を形成しつつある。現在の課題としては、新たな研究成果を取り込みつつ、かつて二者択一的に議論されてきた政府との関係を具体的事例や政府の経済政策⁽²⁰⁾から再検証する必要がある。H・ガーバーは再検証の試みとして各地の同職組合を比較し、その発展状況が同時代の各

都市で異なることから、同職組合は政府が創設したのではなく、各地の社会経済的要因によって成立したことを明らかにした。⁽²¹⁾ またT・クルアンは、重要事項に対する最終決定権が政府にあり、自由を制限されているので、同職組合は真の自治組織ではないと主張した。⁽²²⁾

さらに、かつて軽視されることの多かった各職業の生産と販売の実態、商工民の社会生活、同職組合間の横のつながり、他の社会集団との関係などについても検証することで、同職組合像だけでなく都市社会の全体像の解明に結びつけてゆく必要がある。M・ゲンチは、組合間の横の關係に注目すべき理由として、組合組織の細分化・専門化が進むに伴い、製品が最終的に消費者の手に渡るまでに多種多様な商工民が生産と加工に携わるようになった点を指摘している。⁽²³⁾

これらの問題を検討する上で、欧米人研究者によって十分に活用されてこなかったトルコ人研究者による研究は、多くの史料を引用しており有用である。例えば、I・ギョクチェンはマニサの皮なめし業の実態を明らかにし、⁽²⁴⁾ I・シャーヒンとF・M・エメジエンはトカトにおける各商工民の人数を統計的に示した。⁽²⁵⁾ また、M・C・ウルチャイはイスタンブルの馬具職人に関する史料

を紹介したほか、法廷記録を用いてマニサにおける農業・商工業史の研究を行った。⁽²⁶⁾ A・カラは一七二六年の法廷記録を多数引用しながらイスタンブルの同職組合について考察し、⁽²⁷⁾ T・オズジャンは一七・一八世紀のファトワー集から商工民・同職組合に関する記述を抽出して検証を行った。⁽²⁸⁾

三

E・イは、商工民・イエニチエリ関係史の研究などで知られるハーバード大学歴史学科C・カファダル教授の下で研鑽を積み、二〇〇〇年に博士号を取得したオスマン朝同職組合史の専門家である。二〇〇三年にはA・コーエンの著作について書評を発表している。⁽²⁹⁾ 本稿で扱う『一七世紀イスタンブルにおける同職組合動態論』は、彼女の博士号請求論文である「一七世紀イスタンブルの同職組合」⁽³⁰⁾ に若干の加筆・修正を施したものである。本書の特徴は、一七世紀イスタンブルの同職組合について、R・マントランやG・ベアーの研究を批判しながら、主に法廷記録の調査を通して組織の変遷や政府との関係を再考したことにある。以下に本書の構成を示し、その概要を紹介したい。

序章

一章 一七世紀イスタンプルの状況

二章 同職組合の組織と運営

(a) 集合体としての同職組合…構成員の資格、役員、

同職組合の活動

- i 構成員の資格基準における流動性
- ii 平等主義、富、社会的流動性
- iii 同職組合の民族的・宗派的構成
- iv 同職組合の役員—称号、任命、職務
- v 同職組合の日々の活動
- vi 同職組合の意思決定

(b) 個々の構成員と同職組合

- i 原材料の購入
- ii 業務提携 (sirket)
- iii 同職組合の規定に対する違反

(c) 同職組合間の関係

(d) 結論

三章 同職組合、「伝統」、変化

(a) 同職組合はいかに「保守的」だったのか—レトリックと現実

(b) 同職組合制度における新たな発展

オスマン朝下の同職組合に関する研究動向と課題

i 新たな同職組合

ii 新たな構成員

iii 新たな制度 (ゲデイキの出現、同職組合ワクフとケトヒユダー職)

(c) 結論

四章 政府と同職組合の関係—政府に対する同職組合の

交渉力

(a) イスタンプルの同職組合と構成員に対する政府の姿勢

(b) 政府の同職組合制度への関わり

i 基幹施設と供給

ii 市場監督と価格設定

iii 通常税と臨時税の徴収

(c) 同職組合と構成員による請願と訴え

(d) 交渉の延長としての蜂起—一六五一年騒乱の事例

結論

序章では、先行研究への批判と問題設定が行われる。まず先行研究について、特にR・マントランとG・ベア I の研究を詳細に検討し、同職組合を政府の強い統制下

に置かれた従順な社会集団とする両者の共通した見解に對して、時代背景を考慮していないと批判する。そして、両者の見解は多くの研究者によって疑問視されてきたが、少なくともイスタンプルの同職組合については十分な議論もなくこの見解が定着してしまったことを指摘し、同時に自治を強調した研究に對しても、政府による統制と自治的な運営の二者択一的發想で性格付ける方法を批判する。そこで著者は、一七世紀イスタンプルの同職組合は、内部規定や伝統、政府に課せられた義務の中で何をするのができたのか、組織内の変化や政府との交渉の際にいかなる力を持ち得たのかという問題を設定する。また以上の問題を検討する上で、あらゆる政治的・経済的・社会的困難に直面し、変化を余儀なくされていた一七世紀イスタンプルは格好の舞台であると述べる。

一章では、本研究の前提として一七世紀イスタンプルの状況を概説する。著者は一七世紀を、政府や社会があらゆる危機を乗り越えるために団結を強め、古典的制度の再構築を行った時代と捉え、スルタンや御前会議の政治的役割の低下、イエニチエリの勢力拡大、一五八〇年代以降のインフレ、ジェラーリー諸反乱による地方の治安悪化とイスタンプルへの移住者の増加、西欧との軍事

的力関係の変化、「原理主義」的集団であるカドウザーデリ (Kadızađeli) の運動と非ムスリムへの圧迫などを取り上げる。

二章では、同職組合の組織と運営について、その組織と活動、個々の構成員の活動、組合間の関係に分けて論じられる。同職組合は、その系列下の店舗を運営する親方と、親方の下で働く徒弟や賃金労働者などから成るが、親方だけが組合に課せられた税の一部を負担し、内部や政府の規定に従う義務を負う代わりに、原材料の購入などにおいて一定の割当てを保障され、また部外者の侵入に對して抗議する権利を持っていた。親方の資格を得るためには、親方の下で修行を積み、役員によつて承認される必要があった。しかし一方で、政府は構成員の資格やその管理について干渉せず、同職組合の役員も構成員の加入・脱退や店舗の賃貸借契約について、店舗が正常に運営される限り干渉しなかつたので、移住者やイエニチエリ等の部外者であっても、店舗や道具の又貸し、破産した店舗の賃借、構成員との業務提携などを通して容易に同職組合に入り込むことができた。従つて著者は、一七世紀において構成員の資格は不明瞭であり、業務の独占は同職組合の願望でしかなく、現実には有り得なか

つたと述べる。

同職組合は従来の研究において平等主義的・共同体主義的と言われるが、同一組織内においても経済格差が認められることから、実際には富の不平等や利益追求がある程度認められていた。また禁欲主義的な商工民が、不道德な利益追求を行う遠隔地商人を敵視していたとする従来の見解に対して、著者は両者の関係の一側面に過ぎないと批判し、前者が後者から原材料費の信用借りをすることもあつたと指摘する。

宗派の構成については、複数の宗派が同一組合内に混在するという見解が定着しているが、法廷記録を調査した結果、四九の組合のうちムスリムのみは三四、ズインミー（キリスト教徒）のみは五、ユダヤ教徒のみは二、混在は五であり、一七世紀イスタンプルでは宗派ごとに組織する傾向が見られた。ただし著者は、実際には個人レベルでの宗派を超えた業務提携が広く行われており、各コミュニティの間で厳格な境界が存在していたと断定することはできないと述べる。

役員については、一七世紀においてケトヒユダーとイートバシユという構成が一般化した。ケトヒユダーの任命には、構成員を内部の話し合いによって選出する方法

と、政府が部外者を任命する方法があり、いずれも一般的であつた。後者の方法は肉屋、ロウソク職人、水売りといった主に生活必需品を扱う大規模な同職組合に適用され、多くの場合軍人（特にカプクル軍団の騎兵）が任命された。政府が部外者を任命したのは、食料や日用品の供給を監視し、確実に徴税するためであつた。また、トルコの同職組合は徴税機能を持たないとするG・ベアーの見解に反し、実際にはケトヒユダーに構成員から税を徴収する役割があつたため、その職は一種の徴税請負として販売されたほか、財政難のため給与や年金が支払われない下級軍人に対して代償として与えられることもあつた。いずれのケトヒユダーもその役割は一貫して原材料の平等な分配、徴税、内部で生じた問題の調停、同職組合ワクフの管理などであり、構成員にはこれらの職務に怠慢なケトヒユダーを罷免する権利があつたという。

同職組合は、原材料の購入と分配、役員の選出、生産基準の設定などのあらゆる事柄を伝統と構成員の同意に基づいて決定する。ただし著者は、内部規定に違反する構成員の事例が多く見られ、また親方間の経済的格差が確認されることから、構成員の発言権は平等ではなく、同意は一概に民主的とは言えないと述べる。そして先述

のように構成員の資格は流動的であったため、幹部の同意に基づく規定にいかんすべての構成員を従わせるかが同職組合の重要な問題であったという。

構成員は原材料の購入や業務提携において一定の自由が認められ、その経済状況や活動は多様であった。原料の購入と分配は一般に同職組合の監督下で行われるが、著者は、パン屋や肉屋のように店舗が各地に分散する大規模な組合の場合は、すべての構成員が同時に決められた場所で原材料を売買することは不可能であり、比較的自由な個別購入が認められていたと考える。その場合、売り手と買い手の交渉に応じて価格が変化するため、公定価格 (nari) の原則は絶対的ではなかった可能性があると述べる。業務提携には、投資者と実際に仕事を行う者が明確に分かれている方法 (mudaraba) と、提携者が共同で資本・労働力・信用を提供する、或いは共に借入れる方法 (sirket-i akd) ³¹⁾ がある。構成員は部外者でも自由にこれらの契約をすることができ、同職組合は内部規定に反しない限り容認していたという。

同職組合は原材料の購入と分配、扱う商品の専門化、税の支払いを円滑に行うため、地域ごとに互いに対話し協力する必要があった。臨時税の支払いの際には、中小

規模の組合が職業上関係のあるより大きな組合の下位組織 (ヤマク yamak) となり、複数の組合が協力して徴収した。類似した商品を扱う組合の専門化・細分化については、従来の研究では統制を強化するための政策と見なされてきたが、史料を見る限り彼らの独占状況を政府やカドゥは把握していないことから、同職組合が自発的に発展させた可能性が高いとする。

著者は二章の考察から、構成員個人、同職組合、組合間のいずれの場合でも政府の干渉はそれ程厳格ではなく、多様な事柄を一定の枠内で自ら決定することが可能であり、彼らに操作や交渉の余地は残されていたと述べる。

三章では、同職組合が請願の際に多用する伝統主義的レトリックの持つ意味や、組合内の変化を検証しながら、同職組合に対する従来の保守的なイメージを修正する。同職組合は政府やカドゥへの請願の際に、「(これまで)行われてきたように (yapilagedügi üzere)」のようなレトリックを多用して自身を正当化するが、必ずしも慣習に固執した保守的な組織ではなく、意識・無意識を問わず有益な慣習のみを伝統と見なし、請願を有利な結果に導くための効果的な武器として伝統主義的レトリックを用いる側面もあったという。さらに、慣習では対応でき

ない新たな状況が生じた場合には、組合内の同意によって新たな規定を定めることから、著者は、同職組合の性格は緩やかな「伝統主義」であり、それは変化を妨げるものではなかったと述べる。

同職組合をめぐる変化の問題は、新たな組合の成立、構成員の加入、制度の成立に分けて論じられる。新たな組合が成立する背景には、既存の組合が地域、宗派・民族、専門の商品などに応じて分離・細分化する場合と、一七世紀初頭に普及したタバコのように、それまでに類のない商品が現れた場合がある。保守的な側面を強調する従来の研究では軽視されてきたが、一七世紀イスタンブルでは、急激な人口増加に伴う需要の増加と都市の拡大、移住者や軍人の商工業への進出によって、新たな組合が多数成立した。既存の同職組合や政府はこれに対して否定的ではあるが、自らの脅威とならない限り容認していたという。

新たな構成員の加入で重要なのはイエニチェリと移住者である。イエニチェリ（特に下級身分）は、一六世紀後半以降、財政難によって十分な俸給が得られなくなり、生計を立てるために商工業に進出したことが知られている。彼らは主に高い専門技術や多額の開業資金を必要と

しない運搬人などのサービス業に就いたが、一方で軍人のネットワークを生かして不法な商業活動を行う者もいた。当初政府はイエニチェリに対して商工業への従事や介入自体を禁止したが、一六世紀末には商工業の規定や慣習に従わせる政策に転換したという。また一六世紀末のイエニチェリは軍人特権に固執し、諸義務を負う同職組合とは距離をおいていたが、一七世紀にはその多くが合法的な仕事による安定した収入を求めて同職組合に加入し、組合側も規定や慣習に従う限り積極的に受け入れたので、組合内での両者の区別はほとんどなくなっていたという。また著者は、政府によって任命された部外者のケトヒュダーがイエニチェリの加入を促進させた可能性があると推測する。移住者については、政府は地方税収の減少や都市問題の増加を懸念して原則的に抑制していたが、アルメニア人のパン屋のように、同職組合が地方からの移住者を支援し、構成員として迎え入れることもあった。著者は、同職組合にはこのように新たな構成員を受け入れる余裕があったが、同時に部外者が多数加入したことは、構成員を厳格に管理する必要性を高め、新たな制度の成立を促したと述べる。

一七世紀には、ゲデイキと同職組合ワクフの成立、ケ

トヒユダーの普及という同職組合の制度上重要な変化が見られた。ゲデイキは同職組合の独占と政府による統制の中核を成す制度であり、「特権」や「商売道具」、「店舗の用益権」を意味する。著者は一七世紀以降にすべての同職組合で均一のゲデイキ制が存在したかのような印象を与える従来の研究を批判し、一七世紀の法廷記録からゲデイキの使用を確認し得る同職組合は水売り、ガラス職人、靴先や靴底に鉄を打つ職人 (*rajsao*) のみであるため、一般に普及したのは一八世紀以降であると主張する。そして、ゲデイキ導入の起源については以下の二つの説を挙げている。ひとつは、水売りが以前から帳簿 (*defeteri*) に構成員の名前を記録していたように、部外者の進出しやすいサービス業では既にそれに類似した人員管理の制度を採用していた可能性が高く、それらの制度が発展し、ゲデイキとして普及したとする説である。もうひとつは、本来政府や軍の人員を制限するために用いられていたゲデイキを、政府や軍人と結びつきの強い同職組合や、組合に加入したイエニチェリがその制度に応用したとする説である。ゲデイキと並んで一七世紀に成立した同職組合ワクフは、臨時税に備えて各組合が設けた現金ワクフである。大釜職人 (*kazganci*) の事

例によると、その資金は利子をつけて貸し出され、管財人 (*mitevelli*) が毎年役員らに会計報告を行う。臨時税の支払いや、供給義務を負う軍需品の費用はその利子から賄われ、一部は貧者に施されることもあった。このワクフの起源は定かでないが、著者は、一七世紀初頭にはそれ程普及していないことから、アヴァールズ税 (*avarsiz*) などの臨時税が通常化するに伴って次第に普及したと推測する。ケトヒユダーについては前章で詳述しており、本章では一七世紀中葉にケトヒユダー職が広く普及したことを指摘する。

著者は三章の考察から、同職組合は危機的状况から生き残るために、ゲデイキ、ワクフ、ケトヒユダーという社会的慣習に基づいた既存の制度を自身の制度に応用し、自ら制度的革新を実現したと述べる。

四章では、政府と同職組合の関係について、法廷記録やカーヌンナーメのほか年代記などの叙述史料も用いて考察する。まず両者の関係を明らかにするための前提として、政府の政治的・経済的目的を考察し、政府が同職組合の性格や可能性をどの程度認識していたのかを検証する。政府は政治的安定のために官僚組織と軍の維持費や戦費を確保し、臣民 (特にイスタンブル都市民)

へ充分な食料・物資を供給することに努めた。従つて都市納税者の中核であり、食料・物資の供給を担う同職組合を監督することは政府にとって重要であつたという。ただし、カーヌーンナーメの記述は職業に応じて規定の詳細さや分量が異なることから、政府は重要な食料・物資を扱う大規模な組合を重視し、すべての組合を均一に統制しようと意図していたわけではなかつた。また政府は、同職組合や商工民に対して、統制しなければ不当に利益を追求し市場を混乱に陥れる信頼できない存在と見なしており、その姿勢は彼らに対する重税や財産没収に表れている。ただし、商工民はスルタンに公正な支配を要求する権利を持ち、状況に応じて政府の支持者にも抵抗者にもなり得たので、政府は彼らと良好な関係を築く必要がある、イスタンブルにおいては政府・宮廷関係者も彼らの商品に依存していたため、政府が意のままに厳格な統制を行うことは不可能であつた。

政府は基幹施設の建設や原材料確保の支援、市場の監督、公定価格の設定、徴税などのあらゆる側面で同職組合と関わりを持つ。基幹施設は、オスマン王家や政府高官が建てた宗教・公共施設のワクフ物件として建設され、大多数の商工民はこれらのワクフ物件を店舗として賃借

した。オスマン王家のワクフ収入はスルタンの財産 (*hazineti*) に組み込まれたので、政府と商工民はオスマン王家のワクフを媒介に不動産賃貸借関係にあつたという。また政府は、小麦や肉などの主要産品を中心に、地方よりもイスタンブルへの供給を優先させ、イスタンブル同職組合の原材料確保を支援した。市場の監督や公定価格の設定については、市場監督官 (*intisab ağası, muhtesib*) が重要な役割を果たしたと言われるが、著者は、その職が少なくとも一七世紀中葉までに徴税請負として退役軍人を中心に販売され、各カザーに四人ずつしか配置されなかつたことから、その監督能力に疑問を抱いている。また公定価格は、同職組合内の競争を抑制する点でその運営に有用なガイダンスではあつたが、物価の不安定な一七世紀においてその厳格な維持は困難であつたと述べる。

都市の商工民に課せられた税は、定期的に市場監督官が徴収する通常税 (市場税 *bacı-bazar*、測量税 *resm-i ka-pan*、印章税 *danga*、卸売り税 *bitirme*、店舗税 *yevmiye-i dekağın*) と、オルドゥ・アクチェ (*ordu akçesi*) のように戦時に同職組合ごとに課せられ、その役員が徴収にあたる臨時税から成る。これらの税については不明な点

が多いが、小額の臨時税については、宗教施設の建設工事や、造船所での労働、政府・宮廷への物資の供給などの見返りとして免除されることもあったという。著者は以上の考察から、こうした管理・統制に関する政策を首尾一貫したのではなく、絶対的なものでもなかったと見なしている。

同職組合は、政府の統制を無条件で受け入れる受動的な組織ではなく、あらゆる不平を政府やカドゥに申し立てる権利を持つ。一七世紀には、不当な税に対する不満や原材料などをめぐる同職組合間の争いを中心に多くの請願が行われ、同職組合は主張の根拠を先述のような伝統や慣習だけでなく、イスラーム的道德観に求めることもあった。その場合、非ムスリムが差別されることはなく、彼らはファトワーを持参することもあったという。また、同職組合は自身の要求を政府に認めさせるために、過去に棄却された要求であっても繰り返し請願したほか、勅令や勅許状、カドゥの証書、ファトワーなどあらゆる文書を提示し、或いは多くの構成員や他の商工民、自身を擁護する政府の役人たちを請願に参加させることもあった。このように同職組合は目的を達成するために、あらゆる根拠、後盾、方法を用い、請願というオスマン

帝国の法廷制度を最大限に利用したが、言い換えれば、問題の最終決定権は政府やカドゥにあることから、同職組合は大きな主導権を持つが、自治と呼べるものではなかったという。

このような日常的手段によって問題を解決することができない場合に商工民がとった行動の一例として、一六五一年八月一九日（ヒジュラ暦一〇六一年ラマザン月二日）の騒乱を取り上げる。著者は、政府の厳格な統制下にある商工民は政治への関心が弱く、軍人の暴動に比べて政治的重要性は低いと見なす従来の見解を批判し、商工民による騒乱は政府と同職組合間の意思伝達や交渉の仕組みを知る上で重要であると主張する。

一六五一年の騒乱の背景には、クレタ戦争（一六四五―一六九）や前スルタン・イブラヒム（在一六四〇―四八）の浪費によって疲弊した国庫を回復するために、政府が税収の担い手として都市商工民に着目したこと、イエニチエリが勢力を拡大するに伴って商工民への搾取を増大させたこと、イエニチエリと協力関係にあるキョセム・スルタンの権力が拡大し、政情不安に陥ったことなどがあつた。そのような状況下で、アザク Azak に駐屯する兵士が給与の支払いを政府に要請した。イエニチエリ

高官と財務官僚は給与を工面するため、低質な貨幣でイスタンブルの商工民から強制的に金を買い上げ、ユダヤ教徒の両替商を通してスペイン銀貨 (*rival gurus*) に換金しようとした。カパルチャルシユのケトヒユダーが低質な貨幣を商工民に分配するように命じられると、各組合の役員らが集まってこれを拒否し、大宰相メレキ・アフメト・パシヤ Melek Ahmed Paşa に請願した。彼らは繰り返し請願するも、大宰相は頑なに拒否し、ついには彼らを冒瀆したので、商工民は店を閉めて武装し、役員や年長者に率いられてシェイヒユリスラームであるカラチエレビイザーデ・アブデユルアズィーズ Karaçelebizâde 'Abdül'aziz のもとに押し寄せた。彼は説得を試みたが、商工民はそれに応じることなく、彼を連行してトプカプ宮殿にいるスルタン・メフメト四世 (在位一六四八—一六七) に直訴した。スルタンは商工民の主張を認め、新税を廃止し、税目をスレイマン時代に戻す旨の宸筆 (*hattı humâyûn*) を発布した。しかし商工民はさらに大宰相の罷免とイエニチェリ高官の追放を望んだので、スルタンは一先ず大宰相を罷免し、新たに任命された大宰相スイヤーヴシユ・パシヤ Siyâvus Paşa が翌日に改めて宮殿に来るよう商工民を説得した。しかし翌日、

オスマン朝下の同職組合に関する研究動向と課題

イエニチェリが宮殿に通じる道をすべて封鎖し、強制的に店を開けさせることで騒乱の鎮圧に成功した。その後、突如キョセム・スルタンが暗殺され、協力関係にあったイエニチェリ高官の多くは地方に逃れたので、メフメト四世と新大宰相による支配体制が確立した。

著者は、この騒乱の過程を日常的な活動の延長に過ぎないと見なし、通常政府と協力して都市行政に重要な役割を果たす同職組合は、普段の請願に用いる手段や組合内外のネットワークを利用して大規模な抵抗を組織することもできたと述べる。ただし騒乱の特徴として、税の廃止という経済的要求のほかに、大宰相の罷免とイエニチェリの追放という政治的要求も見られたことを挙げ、商工民の隠れた政治的影響力が表面化したと述べる。

著者は四章の考察から、同職組合と政府の関係は、前者が後者の設定した範囲内で仕事を行い、税を払う一方で、後者が市場の秩序を維持し、税を一定のレベルに保つというような相互補完的な関係であったと述べる。

結論では本書全体を総括しながら、一七世紀イスタンブルの同職組合は、資本主義的経済発展の障害などではなく、他の都市と同様に、その時々々の同意に基づき取り決めに よって運営される比較的制限の少ない組織であつ

たと述べる。また一七世紀前半から中葉のイスタンブルでは、同職組合が当時の困難な状況に対応する形で組織の構造化を進め、政治的関連性を強めていったと結論付ける。

四

以下、本書の同職組合史研究における意義を検証しながら、若干の批評を試みたい。

本書の最大の成果は、イスタンブルの同職組合を政府の厳格な統制下にあるとする従来の見解を批判しつつ、その自治的な側面を強調するだけでなく、政府との相互補完的な関係を明らかにしたことにある。その際、個別の職業に着目する近年の研究動向とは対照的に、かつての研究で重視されたすべての職業に共通する特徴を改めて検証したことで、先行研究との見解の相違を明確にしている。しかし、商工民を総体的に論じた研究は、その全体像や理念型を追究する余り、一・二の事例から容易に結論を導いている印象を与え、各職業の具体的な活動が見え難いという一般的な傾向があり、本書もこのような問題を十分に克服しているとは言えない。同職組合の全体像は、職業ごとの多様性を詳細に把握した上で提示

されなければならず、そのためには膨大な史料の中から具体的事例を抽出し蓄積する作業が不可欠である。例えば『オスマン朝下エルサレムにおける同職組合』を著したA・コーエンは、エルサレム法廷記録台帳の八四―三一〇巻を用いることで商工民の多様な実態の解明に成功した。それに対して本書も主に法廷記録に依拠しているが、巻末に付されたデータベースによると、イスタンブル法廷記録台帳一―十巻(一六二一―一六六二・一六六二)の八四件の事例と、ガラタ法廷記録台帳七一―一七二巻(一六五〇・一六五一年―一六五六・一六五七年)の一七二件の事例を用いるに留まり、その少なさは否めない。これは様々な制約に因るものと考えられるが、一七四二―一七五三年のイスタンブル・アフキヤーム・デフテリ(ḥātanbul ahkām defteri)において、少なくとも七五九件の商工民や同職組合に関する事例が確認されることから、調査した台帳からだけでも数百の事例を抽出することができたのではないだろうか。また、三章以降、史料の比重が次第に法廷記録から年代記などの叙述史料やカーヌーンナーメに移り、一六五一年の騒乱に関する考察(四章d)では法廷記録は全く用いられていない。従来の研究では用いられることの少なかった叙述史料を活用した

ことで、文書史料からは見え難い新たな側面を明らかにした本書の意義は大きい。が、叙述史料やカーヌンナーメは主に政府の政策理念や支配者層から見た状況を示す史料であるため、これらを商工民や同職組合の証言を多く含む法廷記録と十分に併用していくことが、両者の関係を客観的に捉える上で必要であったように思われる。今後はこのような問題を踏まえ、法廷記録の調査を進めることでより多くの事例を蓄積し、著者の見解を実証面で補っていく必要があるだろう。

本書において、組合ごとの多様性を具体的に示さぬまま各組合に共通する特質を強調している顕著な例は、組合内部の活動をめぐる議論(二章)に見ることが出来る。著者は、組織の規模や専門技術、政府による統制の程度、店舗や作業場の地理的集中の度合いなどの多様性に関しては指摘するに留め、一方で、同職組合の独占は一般に部外者が容易に入り込むことのできるような緩やかなものであったと結論付けている(二章 a-i)。しかし、組合の独占状況は組織の規模や政府との関係などによって変化するため、これらの違いを軽視することはできない。例えば、店舗の立地状況と独占の関係について見ると、各地に店舗が分散する肉屋は、肉用の家畜の購入を

カフ Kapu やトカト Tokat と呼ばれる場所に制限することで部外者の侵入を抑制した⁽³³⁾が、作業場がサラチハーネ Sarachâne に集中していた馬具職人は、他の場所での作業を禁止することでその侵入を抑制していたのである⁽³⁴⁾。また、組合の独占を管理するケトヒュダーについては著者は二種類の任命方法を提示し、いずれの場合も役割は一貫していたと述べる。しかし、肉屋の組合を監督する食肉監督長 (Kassabasi) のように⁽³⁵⁾、特定の組合を監督する政府の役人が存在したため、その場合、ケトヒュダーの役割は比較的小さく、組合の管理はより厳格であったと考えられる。同様に、原材料の購入についても、著者は、店舗が各地に分散する大規模な食品業の同職組合では、個別の購入が比較的自由に行われていたと述べる(二章 b-i)。しかし実際には、肉屋は先述のように既定の場所で行き取りを行い、パン屋は主にウンカパヌ Uncapani において役員らの調整した価格で小麦の購入と分配を行っており⁽³⁶⁾、これらの流通は政府によって厳しく統制されていた。このように、著者は原材料購入などの組合内部の活動から流動的で柔軟性に富む同職組合像を導き出そうとしているが、こうした見解は原材料の購入と分配を同職組合の重要な役割と見なす著者の見解(二

章 a—v) や、政府のイスタンブルへの食料・物資の供給を優先する政策と必ずしも一致しないように思われる。従って、この問題については議論の余地が残されていると言えよう。

この他にも本書では同一組合内での経済格差の存在などを取り上げて同職組合の柔軟性を強調しているが、そのために構成員にとつての同職組合の価値が見え難くなっている感がある。商工民が同職組合に在籍する利点には、部外者よりも安定した原材料の確保や、同職組合ワケフによる経済的支援、親方職(即ち店舗の用益権)の息子への相続などが挙げられる。また長期的な視点で見れば、価格統制は自由競争による販売価格の下落を抑え、品質統制は買手の同職組合に対する評判を高めるものである。⁽³⁷⁾ 本書ではこれらの言及がまま行政上の役割が繰り返し指摘されるため、構成員が自主的に同職組合を運営する動機が明確でないように思われた。

政府が重視した同職組合の役割については、著者は徴税と都市への食料・物資の供給を強調しているが、その一方で同職組合が都市のワケフを支える存在であったことは軽視されているように思われる。店舗の多くはオスマン王家や政府高官が建てた宗教・公共施設のワケフ物

件として建設され、一六世紀後半に定着したイジャーレティン (icâretayn) という契約方式⁽³⁸⁾ によって商工民に貸されたことが知られている。しかし、その実態は未だ不明な点が多いことから、本書において詳細な検討を重ねる必要があったように思われるのである。著者は、一七世紀にスルタンアフメト・モスクとイエニ・モスクが建設されたと指摘しているが(四章 b—i)、そのワケフ物件であるスイパーヒー・チャルシヒ Sipahî çarşısı やムスル・チャルシヒ Misir çarşısı の建設については言及していない。両商業施設に関する M・ジェザルの研究⁽³⁹⁾ などを活用しながら、ワケフ物件の建設が同職組合に与えた影響の一事例を提示することも可能だったのではないだろうか。

本書の重要な特徴として、同職組合を当時の社会状況に結び付けて考察したことが挙げられる。なかでも著者は、軍人階級の商工業への進出が同職組合に与えた影響について着目し、一七世紀前半にそのような現象が多く見られたと考える根拠として、ベイ (Bey) やベシエ (Beşe) の称号を持つ商工民が増加したことを挙げている(三章 b—ii)。しかし、ベシエについては従来の研究でイエニチェリ軍団との関連の可能性が指摘されては

いるが⁽⁴⁰⁾、その実態は十分に明らかではなく、著者が無条件に下級軍人の称号と見なしている点に疑問を感じた。また著者は、下級軍人が商工業に進出する一方で、商工民が何らかの保護や免税特権を得るためにイエニチェリ軍団に加入した可能性を指摘しているが、十分な根拠を示すことなく前の例が圧倒的に多いと見なし、後の例をほとんど考慮せずに議論を進めている。しかし一七〇一年の勅令には、イエニチェリ軍団に多数の都市民や農民が入り込むことで軍規が乱れていると記されており⁽⁴¹⁾、また一七世紀カイロでは、多くの商工民が不当な税からの保護を求め、手数料を支払ってイエニチェリ軍団や不正規兵 (*azab, asab*) の軍団に加入していることから⁽⁴²⁾、イスタンブルについても商工民によるイエニチェリ軍団への加入に関して慎重に考察する必要があったように思われる。

また当時のイスタンブルでは、頻発する火災・地震・疫病による被害も深刻な社会問題であった。火災は大規模なものだけでも一七世紀に一二度、地震は二度起きており、特に一六九三年の火災は、アヤズマ門 *Ayazma kapısı* 周辺から中央部一帯にまで広がり、一一四六軒の店舗と作業場を焼失した⁽⁴³⁾。疫病は五度に亘って広まり、

一六四八年の疫病では一日に千人の死者を出した⁽⁴⁴⁾。これらの災害が同職組合に与えた影響について、残念ながら本書では何ら言及されていない。一八世紀中葉の史料によると、石工 (*tasçi*) は従来ムスリムのみがゲデイキ保有者として作業場を構えることができ、非ムスリムは日雇い労働 (*gündelikçilik*) に制限されていたが、火災後の復興事業のため、石工長 (*tasçibası*) らの同意によって、ムスリムの墓石を彫らないという条件付きで非ムスリムにもゲデイキが与えられた。そしてクム門 *Kum kapı* やイエニ門 *Yeni kapı* 周辺に一一軒の作業場を構えることが許されたが、これに反対するムスリムの石工が非ムスリムの作業を妨害したという⁽⁴⁵⁾。こうした事例からも、一七世紀において災害が同職組合の運営や政府との関係に大きな影響を与えていた可能性を考慮すべきであると言えよう。

他方、同職組合の政府以外との関係については、従来の研究で軽視されてきたと批判しているが (二章 d)、本書でも決して重視されているとは言えない。特に同職組合間の関係については、その日常的なネットワークが大規模な騒乱を可能にしたと述べているが (四章 d)、その実態を十分に明らかにしていないように思われるの

である。組合間の相互関係に着目するのであれば、オルドウジュ (orduci) について言及する必要がある。ただろう。何故なら、オルドウジュ自体は政府への軍事奉仕であるが、それを支える臨時税の徴収やヤマクの編成は組合間の相互協力によって成り立っていたからである。以下、これらについて検証し、本書の内容について補足を試みたい。

遠征の際に軍隊に必要な食料・物資の供給や武器などの修理を行わせるため、政府は少なくとも一六世紀中葉までに、遠征に従軍する商工民を組織するようになった。彼らはオルドウジュと呼ばれ⁽⁴⁶⁾、イスタンブル、エディルネ、ブルサの一般の商工民で構成された。一六九一・九二年にはイスタンブルの商工民二七人と八四のテント⁽⁴⁷⁾ (hayme)、エディルネの商工民二五人と四八のテント、ブルサの商工民二四人と三九のテントからなるオルドウジュが編成された⁽⁴⁸⁾。オルドウジュは、その人数やテント数を記した勅令に従ってオルドウジュ監督官 (ordu ağası) の指揮下で編成された。オルドウジュ監督官はカドゥを介して同職組合の役員や年長者をシャリーア法廷に集め、話し合いによってオルドウジュに相応しい職人を選出した⁽⁴⁹⁾。選ばれた者には同職組合から必要な費用が

与えられ、残された家族や仕事は他の職人が代わりに面倒を見た⁽⁵⁰⁾。一七三〇年、一七六九・七〇年、一八〇九・一〇年のオルドウジュの編成は以下の表のとおりである⁽⁵¹⁾。さらに政府は、オルドウジュの費用を援助する目的でオルドゥ・アクチェ (ordu akçesi) と呼ばれる臨時税を同職組合から徴収した⁽⁵²⁾。政府は合理的かつ確実に徴収するため、オルドウジュを派遣する各組合⁽⁵³⁾に他の組合からの徴税を請負させた。具体的には、まずひとつの従軍組合と複数のそれ以外の組合からなるグループを組織させ、前者をそのグループの責任者とし、後者をヤマクやミュルハカート (mülhakat) と呼んだ⁽⁵⁴⁾。一般にヤマクは従軍組合の生産過程と関わりのある組合や、従軍組合と同業の非ムスリム、ウスキユダルやガラタなどで活動する同業者の組合であることが多い。例えば食料雑貨商 (pakkal) のヤマクは、ユダヤ教徒の食料雑貨商や、ガラタの市壁内、トプハーネ、カスムパシヤの食料雑貨商から成る⁽⁵⁵⁾。政府は各々の従軍組合にそのグループが支払う合計額だけを指示し、従軍組合はその合計額を任意で自身や各ヤマクに割り振り、徴収分と自身の負担額を合わせて政府に支払った。また少なくとも一八世紀には、各ヤマクを責任者とするさらに下位のヤマクが存在する

表：オールドウジユの人数・テント数・軍事税

職 業	1730			1769-70	1809-10	
	人数	テント	アクチェ	テント	人数	テント
パン屋 habbâzân	1	4	174,000	4	4	4
肉屋 kassâbân	2	2	432,000	2	2	2
調理した羊頭を売る者 başçıyân	—	—	—	2	—	—
食料雑貨商 bakkalân	7	4	1,440,000	4	4	2
果物屋 yaş yemişciyân	—	—	—	—	3	2
羊足屋 paçacıyân	2	2	72,000	—	—	—
料理人 aççıyân	4	2	160,000	2	1	1
靴屋 haffâfân	2	8	129,600	8	7	8
布商人 bezzâzân	4	4	48,000	4	4	4
綿・羊毛打ち hallâcân	2	2	40,000	2	2	2
仕立屋 hayyâtân	2	3	42,000	3	3	3
毛織物職人 çuhacıyân	1	2	40,000	2	2	2
ズボン職人 çakşırıcyân	3	3	36,600	3	2	2
絹織物商人 kazzâzân	2	1	24,000	2	2	2
金糸を巻付ける職人 kullabcıyân		1	24,000	0		
靴に鉄を打つ職人 na'çacıyân	4	4	34,800	4	—	—
洗濯屋 câmeşücyân	—	—	—	—	3	3
馬具職人 serrâcân	2	4	40,000	4	4	4
荷鞍職人 semercıyân	3	3	18,000	3	4	4
テント職人 çadırcıyân	?	1	?	1	—	—
毛のロープ職人 mûytâbân	4	4	36,000	4	3	4
靴の修繕屋 eskiciyân	4	4	32,000	4	4	4
剣職人 kılıçcıyân	1	2	16,000	—	—	—
剣職人 şimşirgerân (?)	—	—	—	2	2	2
弓職人 kemângerân	2	1	96,000	2	1	2
矢職人 okcu			96,000			
拳銃職人 tabancacıyân	—	—	—	—	2	2
銃床職人 kundakcıyân	—	—	—	—	2	2
鍛冶屋 na'lbandân	3	4	48,000	4	4	4
錫細工師 kalaycıyân	1	1	9,600	1	1	1
金物職人 demircıyân	1	1	18,000	1	2	2
大釜職人 kazancıyân	1	1	18,000	1	1	1
床屋 berberân	5	6	36,000	6	6	6
飼料商人 arpacıyân	4	4	60,000	4	4	4
ロウソク職人 mumcıyân	3	2	55,000	2	2	2
薬草商人 'attârân	2	4	84,000	4	4	4
浴室の石工 hamamcıyân	—	—	—	—	1	1
合 計	72	84	3,359,600	85	87	86

*1730年の人数と軍事税の合計はテント職人を除いた値である。

*1769-70年の各職業の人数は不明であるが、合計は28人である。

こともあった。例えば漬物屋 (*turşici*) は料理人 (*başçı*) のヤマクであるが、その中でもウスキュダル、ガラタ、エユプの漬物屋はイスタンブル城壁内の⁽⁵⁶⁾漬物屋のヤマクであり、イスタンブル城壁内のケトヒユダーが漬物屋全体を監督した。⁽⁵⁷⁾これらのグループ構成は、典礼部局 (*tesrifât kalemi*) の台帳 (*tesrifât defteri*) に記録されていたことが史料から伺える。⁽⁵⁸⁾しかし、一七三〇年のイラン遠征の際にオルドゥ・アクチェの横領を防止する目的で徴税額とグループ構成を調査させていることから、⁽⁵⁹⁾政府はそのすべてを普段から把握していたわけではなかったと考えられる。

従軍組合とヤマクの上下関係は、オルドゥ・アクチェを徴収するためだけの一時的な関係ではなく、日常的に影響を及ぼすこともあった。その場合、従軍組合は必要に応じてそのヤマクを管理し、ヤマクが請願をする際にはヤマクを支持する証言を行った。例えば一八世紀の事例では、果物屋 (*yaş yemişci*) のヤマクである卵屋 (*yurtacı*) はケトヒユダーを持たないため、前者のケトヒユダーが後者を監督した。⁽⁶⁰⁾またシエルベト (果物のシロップ) 屋 (*şerbetsi*) のケトヒユダーは、そのヤマクであるシエルベトの行商人 (*ayakda şerbet satıcısı*) に

対して、人数や販売するシエルベトの種類を制限した。⁽⁶¹⁾大釜職人 (*kazgancı*) のヤマクである硫酸銅職人 (*gözetmişci*) が政府に請願した際には、五〇人の大釜職人が彼らを擁護する証言を行った。⁽⁶²⁾他方、染物職人 (*boyacı*) のヤマクである絹糸職人 (*akçı*) が染物職人の不当な干渉に対して不平を訴えたように、上位の同職組合に不満を持つヤマクはその改善を求めることもあった。⁽⁶³⁾

ヤマクの編成と同様に、商品の仕入れや卸しの際の組合間の関係や、同業者が地域ごとに複数の組合を組織している場合についても言及すべきであったと思われる。M・ゲンチによると、家畜の皮から靴ができるまでに、家畜商人、屠畜をする肉屋、皮なめし職人、革商人、靴職人の同職組合が仕入れや卸しを巡って互いに密接に関わっており、建築業については、政府の役人である建築監督官 (*mi'mâr başı, mi'mâr ağa*) の下で約四〇の組合が組織されていた⁽⁶⁴⁾という。また、イスタンブルの皮なめし職人はイエディクレ周辺、ウスキュダル、ガラタなどの地区で別個の組合を組織していた。全体を統括する長は存在せず、各組合は独立し対等な関係であったため、組合間で争いが起こると、その解決にしばしばカドウの判決や政府の勅令を必要とした。⁽⁶⁵⁾以上のことから、組合

間の相互関係は原材料や商品の流通、政府との関係、各組合の運営について検討する上で不可欠な問題であり、今後解明されるべき重要な課題のひとつであると言えよう。そして、ここでも職業ごとに多様な実態を明らかにする必要があるのである。

五

以上、本稿では同職組合史の研究動向を整理し、E・Iの研究が同職組合史研究に持つ意義やその疑問点を他の研究や史料を用いながら検証した。既に指摘したように本書には幾つかの批判すべき点があり、また政府との関係について著者が導いた結論はR・マントランの「調和の取れた統制」という見解とそれ程大きな違いはなく、新味に欠ける感がある。しかし最新の研究成果を取り込み、これほど網羅的に同職組合を考察した研究は本書が初めてであり、同職組合に関心を持つ者にとって極めて重要な研究と言えるだろう。

註

- (1) Cohen, A., *The Guilds of Ottoman Jerusalem*, Leiden; Boston, 2000. ローエンの研究については、拙稿「アムノン・ローヘン著『オスマン朝下エルサレムにおける同業

オスマン朝下の同職組合に関する研究動向と課題

組合』『史学』七二—二二〇三年、一八一—一九〇頁を見よ。

- (2) Yi, F., *Guild Dynamics in Seventeenth-Century Istanbul: Fluidity and Leverage*, Leiden; Boston, 2004.

- (3) 「ギルド」起源論については、Rafeq, A., “Craft Organization, Work Ethics, and the Strains of Change in Ottoman Syria”, *Journal of the American Oriental Society*, 111-3, 1991, pp. 495-497を参照せよ。また初期の同職組合史研究については、湯川武「中世イスラム・ギルド研究史概観」『トルコ民族とイスラム』に関する共同研究報告』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、一九七四年、五一—六五頁、林佳世子「トルコ」羽田正・三浦徹編『イスラム都市研究「歴史と展望」』東京大学出版会、一九九一年、一七三頁を参照せよ。

- (4) Gibb, H. & H. Bowen, *Islamic Society and the West*, vol. 1, pt. 1, Oxford, 1950: rep. 1969, pp. 281-299.

- (5) 「イスラム都市」論については、羽田正「序章イスラム都市論の解体」羽田・三浦編、前掲書、一一—二二頁を参照せよ。

- (6) Mantran, R., *Istanbul dans la seconde moitié du XVIII^e siècle*, Paris, 1962.

- (7) Baer, G., “Monopolies and Restrictive Practices of Turkish Guilds”, *Journal of the Economic and Social History of the Orient*, 2, 1970, pp. 145-165; “The Administrative, Economic and Social Functions of Turkish Guilds”, *International Journal of Middle East Studies*, 1, 1970, pp. 28-50.

- G・シマーについては、坂本勉「近代イスラム・ギルドのひろびろの覚書」『オリエント』二二―二二、一九七九年、一一三―一二五頁を参照せよ。
- (∞) Evliya Çelebi, O. Ş. Gökıyay(ed.), *Evliya Çelebi Seyahatnamesi I Kitap: İstanbul*, İstanbul, 1996; *İstanbul: Topkapı Sarayı Bağdat 304 Yazmasının Typhibasını*, Harvard Üniversitesi Basımevi, 1989.
- (㉟) Ergin, O. N., *Mecelle-i Umûr-ı Belediye*, vol. 1, İstanbul, 1922.
- (㊱) İnalçık, H., *The Ottoman Empire: The Classical Age 1300-1600*, London, 1973: rep. 2000, pp. 150-152; Gerber, H., "Guilds in seventeenth-century Anatolian Bursa", *Asian and African Studies*, 11-1, 1976, pp. 59-86.
- (㊲) Küttükoğlu, M. S., "Osmanlı Esnafında Oto-Kontrol Müessesesi", in *Ahlik ve Esnaf: Konferanslar ve Seminer: Metinler, Tartışmalar*, İstanbul, 1986, pp. 55-85.
- (㊳) Ergenç, Ö., "1600-1615 Yılları Arasında Ankara İktisadî Tarihine ait Araştırmalar", in O. Okyar & Ü. Nalbantoğlu(eds.), *Türkiye İktisat Tarihi Semineri: Metinler/Tartışmalar*, 8-10 Haziran 1973, Ankara, 1975, pp. 145-168.
- (㊴) オスマン朝社会経済史研究の中心が地方農村社会や土地制度の研究であったこと、同職組合史研究の閉鎖的性格や行き詰まりの影響を与えたことを考えられる。
- (㊵) Aynural, S., *İstanbul Degirmenleri ve Fırınları*, İstanbul, 2001. コーエンのひろびろ前掲書のほか、Cohen, A., *Economic Life in Ottoman Jerusalem*, Cambridge, 1989 がある。
- (15) Greenwood, A. W., "İstanbul's meat provisioning: a study of the celepkesan system", Ph. D. dissertation, University of Chicago, 1988; Şaşmaz, I. M., "Policing Bread Price and Production in Ottoman İstanbul, 1793-1807", *The Turkish Studies Association Bulletin*, 24-1, 2000, pp. 21-40.
- (16) Faroqi, S., "Women's Work, Poverty and the Privileges of Guildmen", *Archive Orientalni*, 69-2, 2001, pp.155-164.
- (17) Quataert, D., "Janissaries, Artisans and the Question of Ottoman Decline 1730-1826", in *Workers, peasants and economic change in the Ottoman Empire, 1730-1914*, İstanbul, 1993, pp. 197-203. 本邦の歴史学界に於ては、Kafadar, C., "Yeniçeri-Esnaf Relations: Solidarity and Conflict", M. A. dissertation, McGill University, 1981 を参照。
- (18) İnalçık, H., "The Appointment Procedure of a Guild Warden (kethudâ)", *Wiener Zeitschrift Für Die Kunde Des Morgenlandes*, 76, 1986, pp. 135-142.
- (19) Genç, M., "18. Yüzyılda Osmanlı Sanayi", in *Osmanlı İmparatorluğunda Devlet ve Ekonomi*, İstanbul, 2000, pp. 226-254; "Osmanlı Esnafı ve Devlette İlişkileri", in *Ahlik ve Esnaf: Konferanslar ve Seminer: Metinler, Tartışmalar*, İstanbul, 1986, pp. 113-130.
- (20) M・ゲンチによる経済政策の原則に関する提唱は示唆に富む。彼によると、輸出制限や価格抑制によって帝国内への食料・物資の安定供給を目指す「供給主義

- (provizyonizm)』や、慣習的な経済システムの維持を目指す「伝統主義(tradisyonalizm)」、支出削減による国庫の縮小を防ぐ「財政主義(fiskalizm)」とする三原則の微妙なバランスに基づいて経済政策が決定された(Genç, M., "18. Yüzyılda Osmanlı Sanayii", in *Osmanlı İmparatorluğunda Devlet ve Ekonomi*, İstanbul, 2000, pp. 226-237)。
- (12) Gerber, H., *State, Society, and Law in Islam: Ottoman Law in Comparative Perspective*, State University of New York Press, 1994, p. 116.
- (13) Kuran, T., "Islamic Influences on the Ottoman Guilds", in K. Çiçek(ed.), *The Great Ottoman-Turkish Civilisation*, vol. 2, Ankara, 2000, p. 52.
- (14) Genç, M., "Osmanlı Esnafı ve Devlette İşkileri", in *Ahlik ve Esnaf: Konferanslar ve Seminer: Metinler, Tartışmalar*, İstanbul, 1986, pp. 113-115.
- (15) Gökçen, İ., *Manisa'da Deri Sanatları Tarihi Üzerinde Bir Araştırma*, İstanbul, 1945.
- (16) Şahin, İ. & F. M. Emecen, "XV. Asrın İkinci Yarısında Tokat Esnafı", *Osmanlı Araştırmaları*, 7-8, İstanbul, 1988, pp. 287-308.
- (17) Uluçay, M. Ç., "İstanbul Sarayhanesi ve Saraylarına Dair Bir Araştırma", *Tarih Dergisi*, 3(5-6), 1951-52, pp. 145-164; XVIII. yüzyılda, *Manisa'da Ziraat, Ticaret ve Esnaf Teşkilatı*, İstanbul, 1942.
- (18) Kal'a, A., *İstanbul Esnafı Tarihi Tahlipleri: İstanbul Esnaf Birlikleri ve Nizamları*, İstanbul, 1998.
- (19) Özcan, T., *Fetvalar Işığında Osmanlı Esnafı*, İstanbul, 2003.
- (20) Yi, E., "The Guilds of Ottoman Jerusalem. By Amnon Cohen", *Middle East Studies Association Bulletin*, 36-2, 2003, pp. 210-211.
- (21) Yi, E., "The İstanbul Guilds in the Seventeenth Century: Leverage in Changing Times", Ph. D. dissertation, Harvard University, 2000.
- (22) 業務提携を論じた研究として、著者が主に依頼した Çizakça, M., *Comparative Evolution of Business Partnerships: The Islamic World and Europe, with specific Reference to the Ottoman Archives*, Leiden, 1996 に加えて、A. L., *Partnership and Profit in Medieval Islam*, Princeton, 1970 の翻訳もある。後者はこの本に加藤博による書誌『ホリエンと』一九一七―一九七六年、一五二―一五六頁) を参照せよ。
- (23) Kal'a, A.(ed.), *İstanbul Ahkam Defterleri: İstanbul Esnafı Tarihi*, 2 vols., İstanbul, 1997-98. 本邦を代表する ETL, ET2 の書誌参照。
- (24) Refik, A., *Hicri on birinci asırda İstanbul Hayatı (1000-1100)*, İstanbul, 1931: rep. 1988, pp. 18, 22; Greenwood, *op. cit.*, p. 37.
- (25) Uluçay, M. Ç., "İstanbul Sarayhanesi ve Saraylarına Dair Bir Araştırma", *Tarih Dergisi*, 3(5-6), 1951-52, pp. 151-153.
- (26) 貸付と融資の二つを代表する Greenwood, *op. cit.*, p.40 を

参照せよ。

- (36) Aynural, *op. cit.*, pp. 140-141.
- (37) Kuran, *op. cit.*, pp. 48-49.
- (38) イジャーレティンについては、林佳世子「イスラーム法の刷新—オスマン朝における新賃貸契約制度の誕生をめぐって—」樺山紘一編『岩波講座 世界歴史一四』岩波書店、二〇〇〇年、一六九—一九一頁を参照せよ。
- (39) Cezar, M., *Typical Commercial Buildings of the Ottoman Classical Period and the Ottoman Construction System*, Istanbul, 1983, pp. 130-134.
- (40) 永田雄三・永田真知子「一八・一九世紀ボスニア地方の人々」『マシマ・アフリカ言語文化研究』四六・四七、一九九四年、四四六頁。
- (41) Uzunçarşılı, İ. H., *Osmanlı Tarihi*, vol. 4, pt. 1, Ankara, rep. 1978, p. 8.
- (42) Faroqi, S., "Crisis and Change, 1590-1699", in H. Inalcık & D. Quataert (eds.), *An Economic and Social History of the Ottoman Empire*, vol. 2, Cambridge, 1994: rep. 2000, pp. 593-594.
- (43) İnciciyan, P. Ğ., H. D. Andreasyan (tr.), *XVIII. Asırda İstanbul*, İstanbul, 1956, pp. 84-89; Silahdâr Fındıklılı Mehmed Ağa, *Silahdâr Tarihi (Fındıklılı Tarihi)*, vol. 2, İstanbul, 1928, pp. 732-733.
- (44) Inalcık, H., "İstanbul", in *Encyclopaedia of Islam*, 2nd ed., vol. 4, 1978, p. 243.
- (45) *ET1*, 2/73/252 (1746), p. 43; 3/267/991 (1754), pp.

78-79; 4/309/921 (1758), pp. 192-193.

- (46) İ. H. ウズメンチャルシユルによると、エフリ・ヒレン (ehl-i hiref) やエルバール・ヒレン (erbâb-ı hiref) とも呼ばれるが、正式な名称はオルドゥシユである (Uzunçarşılı, İ. H., *Kapukulu Ocakları*, vol. 1, Ankara, 1943, p. 368)。
- (47) テントは簡易の作業場や店舗の役割を果たしたと考えられる。
- (48) Uzunçarşılı, *op. cit.*, p. 369.
- (49) オルドゥシユの選出基準は明らかでないが、確かな技術が必要とする反面、体力的負担が大きいことから、若手の親方が選ばれたと考えられる。
- (50) Ergin, *op. cit.*, p. 633.
- (51) 表は Aktepe, M. M., "Ahmed III. Devrinde Şark Seferine İştirak Edecek Ordu Esnafı Hakkında Vesikalar", *Tarih Dergisi*, 7-10, 1954, pp. 21-24; Uzunçarşılı, *op. cit.*, p. 371; Ergin, *op. cit.*, pp. 634-635 を基に作成した。
- (52) 一七三〇年の勅令には「軍に雇われる者たちへ与えられるものとして、商工民 (esnaf) からオルドゥ・アクチエという各目で多くのアクチエが徴収され」と記されている (Aktepe, *op. cit.*, p. 24)。また一八世紀には「軍事援助」の意であるオルテウ・イムダーディエイエ (Ordu İmâdâtı-yıe) と呼ばれるイムダド (e.g. *ET2*, 10/233/827 (1783), pp. 330-331)。
- (53) オルドシユを派遣する同職組合を以下「従軍組合」と記す。
- (54) ヤマクは「補佐」を、シユルハカートは「付属」を

意味する。後者は州(vilâyet)の下位区分である県(hivâ)‘
 郡(kazâ)‘郷(nâhiye)‘村(köy)を指す用語でもある
 (Pakalın, M. Z., *Osmanlı Tarih Deyimleri ve Terimleri Sö-*
zlüğü, vol. 2, 3rd ed., İstanbul, 1983, “MÜDHAKAT”, p.
 612)。これ以外にも一八世紀にはミユルハク(mülhak)と
 ミユルハク・ヤマクナル(mülhak yamakları)のよびで呼ば
 れるムルハク(e.g. ET2, 8/287/939(1775), pp. 207-208;
 10/294/1012(1784), pp. 338-340)。なお一七世紀のブルサ
 やダマスカスではヤマクの語が用いられ、ミユルハカ
 ートが用いられた形跡はなご(Gerber, H., “Guilds in seven-
 teenth-century Anatolian Bursa”, *Asian and African Studies*,
 11-1, 1976, pp. 59-86; Rafeq, *op. cit.*, p. 504)。本稿ではヤ
 マクとミユルハカートを区別せずにすべてヤマクと表記
 する。

- (55) Aktepe, *op. cit.*, p. 25.
 (56) 金角湾やマルマラ海、西方の城壁に囲まれたイスタ
 ンブルの中心地区を指す。
 (57) ET2, 10/233/827(1783), pp.330-331.
 (58) ET2, 7/159/482(1764), pp. 66-67. 典礼部局の主な職
 務は宮廷や政府による儀礼の管理・監督であったが、そ
 の台帳には俸給や請願など様々な内容が記録され、必要
 に応じて参照された(Uzungaşlı, İ. H., *Osmanlı Devletinin*
Merkez ve Bahriye Teşkilatı, Ankara, 1948: rep. 1984, pp.
 58-64)。
 (59) Aktepe, *op. cit.*, p. 24.
 (99) ET1, 3/147/556(1752), p.72.

- (10) ET1, 3/349/1267(1755), pp. 93-94.
 (82) ET1, 1/11/47(1742), p. 3.
 (83) ET1, 5/33/107(1758), pp. 213-214.
 (45) Genç, M., “Osmanlı Esnafı ve Devlette İlişkileri”, in
Ahilik ve Esnaf: Konferanslar ve Seminer: Metinler, Tartış-
malar, İstanbul, 1986, pp. 113, 115.
 (59) Refik, *op. cit.*, pp. 30-31.